

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

- ① 株式会社堀内組 : 長崎県佐世保市光町 1 0 9
(法人番号 : 8310001005983)
- ② 株式会社山龍 : 長崎県佐世保市小佐々町田原 6 9 - 3 4
(法人番号 : 4310001007298)
- ③ 株式会社春本工業 : 長崎県佐世保市白仁田町 4 1 - 2
(法人番号 : 1310001005908)

2 指名停止の期間

令和 7 年 6 月 27 日～令和 7 年 9 月 26 日 (3 か月)

3 指名停止の措置対象地区

- ①九州沖縄地区
- ②③全地区

4 事実概要

- ① 本件は、株式会社堀内組の当時社員が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和 7 年 3 月 8 日及び 3 月 29 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和 7 年 3 月 28 日及び 4 月 18 日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。
- ② 本件は、株式会社山龍の当時代表取締役及び他社 1 名が、長崎県佐々町が令和 6 年 7 月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和 7 年 3 月 8 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和 7 年 3 月 28 日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。
- ③ 本件は、株式会社春本工業の当時代表取締役及び他社 1 名が、長崎県佐々町が令和 6 年 6 月に発注した町立図書館の照明の LED 化工事の指名競争入札をめぐり、令和 7 年 3 月 29 日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和 7 年 4 月 18 日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。

5 指名停止の理由

4 ①の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 8 号（下記参照）に該当する。

4 ②③の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 10 号（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9 省略	省略
10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 全地区を対象として3か月以上12か月以内
11～16 省略	

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)